

小学校時数ガイドラインの提案

ー調整授業時数でカリキュラム・オーバーロードは解消できるかー

司会：一木玲子（東洋大学人間科学総合研究所研究員）

報告：標準時数と教育課程研究会

大森直樹（東京学芸大学教授） 永田 守（元兵庫県公立小学校教諭）

水本王典（北海道公立小学校教諭） 水野佐知子（神奈川県公立小学校教諭）¹

現行の教育課程基準下で、多くの子どもがカリキュラム・オーバーロードに直面している。その状況を改めるため、小学校時数ガイドラインの提案をしたい。中央教育審議会（以下、中教審）で審議されている「多様な子供たちを包摂する教育課程」を目的とした調整授業時数制度は、全国の学校の教育課程におけるカリキュラム・オーバーロードの解消を保障するものになっているか。小学校時数ガイドラインから見たときの評価も明らかにしたい。

（頁）

1. カリキュラム・オーバーロードの語義	(1)
2. カリキュラム・オーバーロードの現状	(2)
3. 学校時数ガイドラインとは	(5) 以上、大森
4. 学校時数ガイドラインの総則的提案	(5) 永田
5. 小学校時数ガイドラインの教科・領域ごとの提案	(6) 永田
6. 小学校時数ガイドライン(2026版)の提案	(7) 水本
7. 小学校時数ガイドラインから見た「調整授業時数制度」の評価	(10) 大森
補1. 「多様な子供たちを包摂する教育課程」の評価(中間まとめ)	(17) 水野
補2. 情報教育の拡充と標準時数(研究メモ)	(18) 大森

1. カリキュラム・オーバーロードの語義

2020 年頃からカリキュラム・オーバーロードという言葉が日本語文献に現れた。その語義について、3 人による 4 つの説明がある(図表1)。白井俊は、旧文部省から OECD をへて、文科省では 2017 年に教育課程政策を担当。奈須正裕と大森は教育研究者。4 つの説明には違いがあるが、ここでは共通点に着目しておきたい。

第1、教育課程の子どもへの過大な負担を問題にしている。

第2、2017 年に公示された小中の学習指導要領(以下、2017 学習指導要領)下の学校をカリキュラム・オーバーロードと判断することが論の前提になっている。

第3、ある学校の教育課程が、いかなる条件を満たせばカリキュラム・オーバーロードと判断されるのか。まだ明確な判断基準の説明はない。

判断基準がないのに、なぜ 2017 学習指導要領下の学校をカリキュラム・オーバーロードと判断しているのか。相対的な判断がなされている。2008 学習指導要領(小中)から削除した内容基準は1つもない。教育界の共通の実感——今の学校は、誰がどう見ても、子どもと教職員が多忙の中で疲弊している——を背景にした判断といえる。

¹ おおもりなおき 1965. 7. 31 生 ながたまもる 1967. 2. 15 生 みずもときみのり 1968. 4. 17 生 みずのさちこ 1980. 10. 28 生

図表1 カリキュラム・オーバーロードの語義

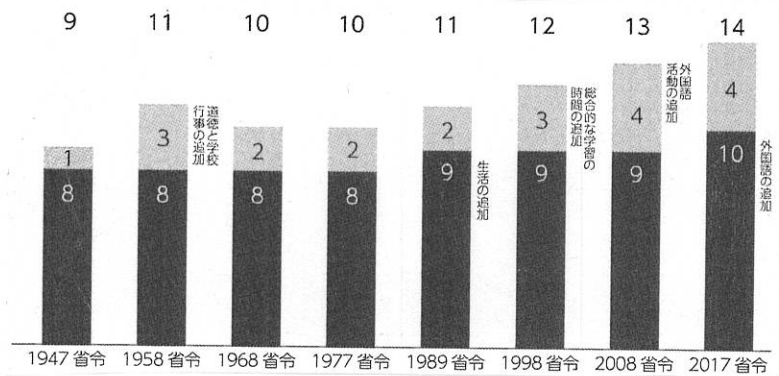
著者公表年	語義の説明	誰に影響するか	内容過多	時数過多	教育課程基準
白井2020	一般に、カリキュラムにおいて、学校や教師、生徒に過大な負担がかかっている状態	学校・教師・生徒			
白井2021	一般に、カリキュラムの内容が過多になっていて、学校や教師、生徒に過大な負担がかかっている状態	学校・教師・生徒	○		
奈須2021	カリキュラム・オーバーロードとは、授業時数との関係において、教育内容なり学習活動が過剰になっている状態		○		
大森2024	国の教育課程基準にもとづき学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもに過大な負担がかかっている状態	子ども	○	○	○

2. カリキュラム・オーバーロードの現状

1)教科・領域の数

よりの確な判断をするために、5つの図表を見ておきたい。1つ、国は教科・領域数をどう変えてきたか。1947 省令は 8 教科(国社算理音図家体)1 領域(自由研究)だったが、2017 省令は 10 教科(国社算理生音図家体外)4 領域(特道総外)になり、1.5 倍に増えている。

図表2 小学校の教科・領域数の変遷 大森「シンポジウム報告」『公教育計画研究』(17)2024:88



2)平日 1 日時数

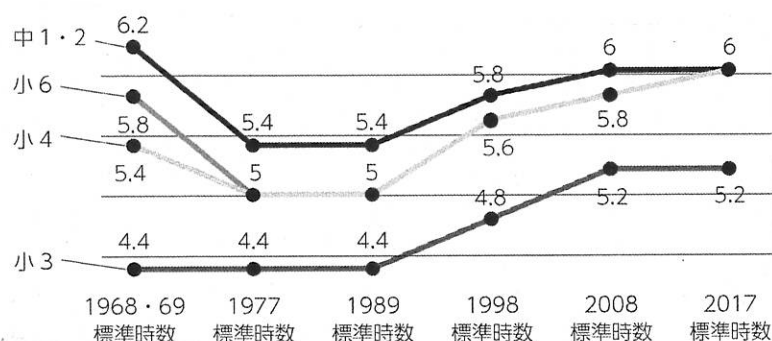
2つ、国は平日 1 日時数をどう変えてきたか。1968標準時数のとき5. 8時間。ほぼ毎日 6 時間授業だった。これを「肥大型の標準時数」と呼称したい。数学者の遠山啓が、「肥大なカリキュラム」が 2 つの弊害を指摘した。まず、多くの子どもが教育課程についていけなくなっている。なんとかついていっている子どもも、上から注入される内容を消化するのに忙しくて、自分の頭で考える習慣が持てなくなっている。

この遠山の指摘が、国と現場と研究者の共通認識になって、1977標準時数のとき5時間になった。これを「第1次ゆとりの標準時数」と呼称したい。1989標準時数のときも第1次ゆとりの標準時数が踏襲された。

1998標準時数のとき5. 6時間に増えた。この時は、学校 5 日制と総合的な学習の時間の導入があり、国も教科の標準時数の削減に努めたが、2つのことを同時に進めるには、削減幅が足りなかった。これを一応は「第2次ゆとり

図表3 平日1日時数の変遷

大森「シンポジウム報告」『公教育計画研究』(17)2024:88



の標準時数」と呼ぶことにするが、現場の事実「ゆとり」とは離れていった。

2008標準時数のとき5.8時間になった。外国語活動が導入されたからだ。1968標準時数のときと同じことをふまえ、「肥大型標準時数」の再来と押さえない。2017標準時数のとき6時間になった。外国語科が導入されたからだ。「肥大型標準時数」がスケールアップして踏襲された。

3) 内容量

3つ、国は内容量をどう変えてきたか。教科書の頁数は、時々学習指導要領下で異なっている。国が学習指導要領を定めて、教科書会社がそれにもとづき教科書を編集する仕組みがとられているからだ。

図表4は各期の学習指導要領下における算数の教科書の頁数を記している。各期の標準時数に違いがあるので、頁数を標準時数で割った数字に着目したい。小学校の1時間、つまり45分あたり、教科書を何頁勉強するのか。第1次ゆとりの1977学習指導要領下では0.79頁、2017学習指導要領下では1.8頁。2.3倍になっている。

教科書の頁数の増加には、写真や図表が充実して、子どもにわかりやすくなった側面もある。教科書の使用に際して、教員による裁量が保障されている学校では、教材の教え方に軽重がつけられている。頁数の増加が、直ちに子どもに負担を与えるわけではない。

ただし、水本王典と永田守の分析によると、2017学習指導要領下の教科書の中には、その学年の子どもには難解な内容ほかが含まれている。削除または変更をした方が、子どもにとってわかりやすくなる頁数は、小3算数教科書の場合114頁(37%)、小3国語教科書の場合76頁(32%)に及ぶ(『公教育計画研究』(17)2026)。

図表4 小3算数教科書上下計の標準時数あたりの頁数(教育出版)

学習指導要領告示年	1977	1989	1998	2008	2017
頁数	139※	168	162	208	306
標準時数	175	175	150	175	175
頁数÷標準時数	0.79	0.96	1.1	1.2	1.7

※の教科書の版型はA5版なので、現行B5版と比較するために2/3を掛けた頁数を表示。

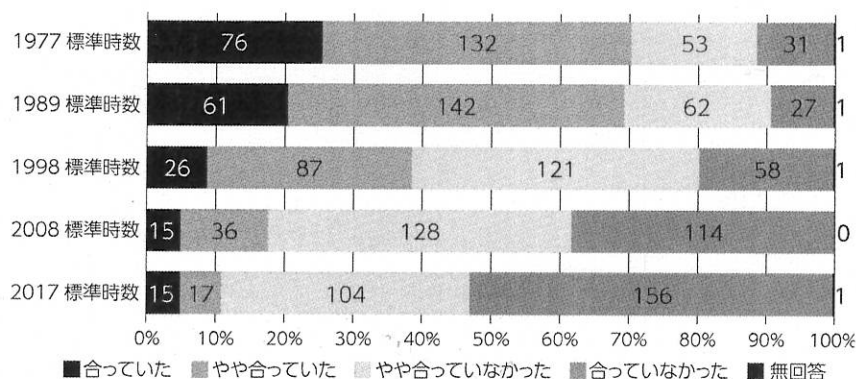
4) 子どもに合っているか(教員調査)

4つ、各期の教育課程基準下の教育課程はどう評価できるか。1977標準時数から2017標準時数まで勤務を

した 293 人の教員に「各期の標準時数下の教育課程は子どもに合っていたか」を 2023 年に尋ねて得た回答によると、2017 標準時数について 9 割の教員が「合っていない」「やや合っていない」と回答した(図表5)。

回答の傾向は、質問を「各期の標準時数期間の教育課程では、子どもの学習は充実していましたか」に変えても同じだった。2024 年に中学校教員を対象に行った調査からも、同様の傾向の回答となった。

図表5 各期の教育課程は子どもの生活に合っていたか(人) 大森「シンポジウム報告」『公教育計画研究』(17)2024:89

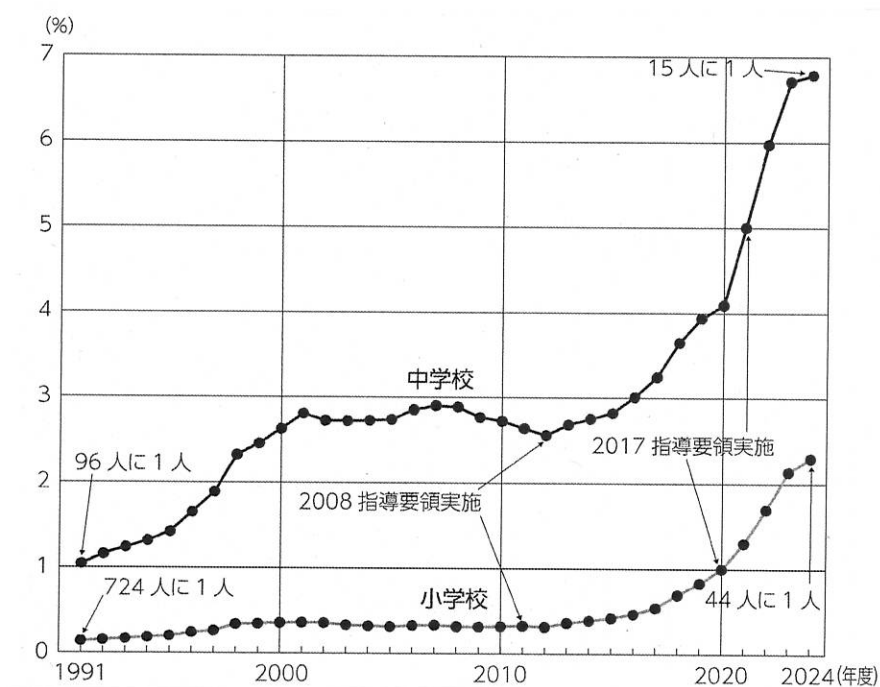


5) 子どもに合っているか(不登校児童生徒の割合)

5つ、各期の教育課程基準下の教育課程を評価するため、不登校児童生徒の割合にも注目したい。第2次ゆとりの1998 学習指導要領の実施年度(小 2002~10、中 2002~11)は小中とも大きな変化はないが、2008 と2017 の学習指導要領の実施年度(小 2011~、中 2012~)は小中とも増え続けている。

図表6 不登校児童生徒の割合(%)

大森「シンポジウム報告」『公教育計画研究』(17)2024:89



学校基本調査と(文部科学省 2026a)より作成/国公立小中学校(義務教育学校前後期と中等教育学校前期を含む)の不登校児童生徒の割合/30 日以上欠席者(不登校)の調査が始まった 1991 年以降。

3. 学校時数ガイドラインとは

1) 学校時数ガイドラインの語義

学校時数ガイドラインという言葉の初出は、2024 年の『公教育計画研究』(15)。「国の教育課程基準の変遷の検証を土台にして、国の教育課程基準の不合理を是正するために学校時数のガイドラインを示すもの」と説明している(大森 2024:27)。なぜ民間からのガイドラインなのか。

2) 教育課程・教育課程基準研究の空白を埋める

教育課程・教育課程基準研究には空白があった。教育課程研究の多くは、国の教育課程基準を前提とするので、教育課程基準のあり方についての検討は弱い。前提としなければ実現可能な教育課程論にならないからだ。教育課程基準研究は(兼子 1978 など)、教育課程基準のあり方を根底から問うので、教育課程基準の中身の検討は弱い(あるべき中身への言及は国が教育課程基準を定めることの肯定につながる)。いずれにおいても、教育課程基準の中身についての検討と、その中身に問題があった場合の解消策の提案を欠いていた。換言すると、ナショナルな教育課程の質保証についての議論を、ほぼ国の審議会にお任せするような状況が続いていた。

3) 学校時数ガイドラインの目的

学校時数ガイドラインには 3 つの目的がある。

1 つ目、「国の教育課程基準の中にある不合理を明らかにして学校が対応する時の参考」とする。

2 つ目、「国の教育課程基準の改正に影響を及ぼす」こと。

3 つ目、「現場からのナショナルなガイドラインの策定と議論を重ねることで、国の教育課程基準がなくても学校を運営できるようにする」ことである(大森ほか 2024b:32)。

図表7 教育課程・教育課程研究の空白

	教育課程基準の制度的妥当性	教育課程基準の内容的妥当	ナショナルな教育課程のあり方
教育課程研究	× 研究しない	× 研究しない	× 提案しない
教育課程基準研究	○ 研究する	× 研究しない	× 提案しない
ガイドライン研究	△ 直接は研究しない	○ 研究する	○ 研究する

4. 学校時数ガイドラインの総則的提案

学校時数ガイドラインについては、総則的な提案が、2024～25 年に 5 件行われている。それらには 3 つの特徴がある。

1 つは、標準時数の変遷、とくに平日 1 日時数の変遷の検証を前提にして、2017 標準時数による小 4～中 3 の 1 日 6 時間(年 1015 時間)を過多とみなしていること。

2 つは、1977・1989 標準時数の小 4～6 の平日 1 日 5 時間と中 1～2 の平日 1 日 5.4 時間を相対的に子どもに合っていたとみなしていること。

3 つは、以上をふまえて、1 日 5 時間を基本とした、あるべき時数の提案を、週 25 時間(5 時間×5 日)、年 875 時間(5 時間×5 日×35 週)といった形で行っていること。

4 つは、図表8にあるようなその他の提案も行っていることである(後述)。

図表8 学校時数ガイドラインの総則的提案

著者 公表年	時数(時間)	その他の提案
大森 2024a	小 週 25	「特活 70」「内容削減」 「35倍数」「教科領域の見直し」ほか
大森2024c	小 年 875	「特活 70」「内容削減」 「35倍数」「教科領域の見直し」ほか
大森 2024d	中 年 945	「特活 70」「内容削減」「2003 通知」「35倍数」 「45 分授業」ほか
標準時数と教育課程研究会 2025	小 年 875 中 年 945	「特活 70」「内容削減」「2003 通知」「35倍数」ほか
日本教職員組合 2025	小 週 25 中 週 27	「特活 70」「内容削減」「2003 通知」 「部活見直し」

5. 小学校時数ガイドラインの教科・領域ごとの提案

小学校時数ガイドラインの教科・領域ごとの提案の中には、水本案(水本 2024:68)、それを改めた水本訂正案(水本 2026a:5)、及び、平山案(平山 2026:52)がある。3 件には、2 つの特徴がある。

1 つは、総則的提案が総授業時数のガイドラインを示していたことをふまえた上で、各学年の教科・領域ごとの時数のガイドラインを提示していること。

2 つは、各学年の教科・領域ごとの時数のガイドラインを提示するため、内容量の削減に見通しをつけていること。

水本案と水本訂正案は、北海道の教職員による次の取り組みを下敷きにしている。まず、2008 と2017の学習指導要領の全文を対象として、子どもにとって必要な内容基準と不要な内容基準を洗い出して出版したこと(大森・中島 2017)。次に、全教科・領域について内容の精選案を作成して公表したこと(小 2023、中 2024)。

図表9 小学校時数ガイドラインの教科・領域ごとの提案

上段 水本訂正案 下段 平山案(上段と異なるところのみ記載)

年	国	社	算	理	生	音	図	家	体	外	道	外活	総	特	計
1	238 204		136 170		68	68	68		68					34	680
2	245 210		140 175		70	70	70		70					35	700
3	210 175	35 70	140 175	70		70	70		70				70	35	770 805
4	210 175	35 70	140 175	70		70	70		70				70	70	805 840
5	175	70	140	70		70	70	70	70			35	70	70	875 910
6	175	70	140	70		70	70	70	70	35			70	70	875 910

平山案は、小学校の全教科・領域の内容基準のガイドラインを平山が一人で作成したものである。平山案は水本案を参考にしており、国語・社会・算数・外語・外活以外の時数については、いずれも水本案を踏襲していることに注目しておきたい。国語・社会・算数について平山は次のように述べている。「水本案はよく考えられているが、全体的に国語が多いと思う。1・2年の算数は1日1時間はほしい・・・3・4年の社会科は週1時間・・・では何もできない。フィールドワークにも行けない」。外語・外活については、平山の内容基準ガイドラインが、学校ですぐに実施可能な漸進案としての性格を持っているために次のように述べている。「漸進改革という本案の趣旨」から両者は「ゼロにしないで、5・6年生に週1時間(年35時間)ずつ配当」した。

6. 小学校時数ガイドライン(2026版)の提案

小学校に絞って、上記「4」「5」をふまえて、改めて6つの提案をしたい。

提案1)授業時数は1日5時間までに

6年の平日1日時数の変遷をふまえたい。1968標準時数は5.8で「肥大型」。1977と1989標準時数は5で子どもの生活と学習に合っていた。1998標準時数は5.6、2008標準時数は5.8で「肥大型」の再来。2017標準時数は6(年実質1050時間)。5までが妥当。教育史研究(大森2024c)と教員調査(大森2024a)にもとづく見解である。社会の変化と要求に応じて、学習内容は増え続けるが、子どもの1日は有限だ。子どもの心と身体の安全を守ることが、生活と学習の土台となる。標準時数は以下に改めたい。

図表10 標準時数の削減案

2017 標準時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
年時数	850	910	980	1015	1015	1015

小学校時数ガイドライン2026

年時数	700	735	805	840	875	875
削減	150	175	175	175	140	140
平日1日	4	4.2	4.6	4.8	5	5

提案2)特別活動の標準時数は週2時間に

4～6年の特別活動(学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事の「4本」と1977までは学級指導)の標準時数の変遷をふまえたい。1968標準時数0、1977標準時数70。とくに1989標準時数70は「4本」に必要な時数との齟齬が少なかった、1998・2008・2017標準時数は35。70が妥当。

特別活動の標準時数は1～3年は35のままで良いが、4～6年は70とするべき。特別活動の削り過ぎが全国で進んでいるが、子どもが話し合いをして生活の課題を解決する時間は確保したい。

図表11 「学習指導要領の特別活動の内容」と標準時数

小学4～6年の1学年あたり ○学習指導要領 ◎標準時数35時間

学習指導要領の特活の内容	1968標 準時数	1977標 準時数	1989標 準時数	1998標 準時数	2008標 準時数	2017標 準時数
学級活動(1968・1977は学級会活動と学級指導)	○	○○	○○	○○	○○	○○
児童会活動	○	○	○	○	○	○
クラブ活動(4～6年)	○	○○	○○	○	○	○
学校行事	○	○	○	○	○	○
◎時数計	0	70	70	35	35	35

図表12 特別活動の実績 全国平均

	標準時数内 学級活動	標準時数外			計
		児童会活動	クラブ活動	学校行事	
2017 年度実績全国調査(悉皆) 小5	38.7	15.6	11.5	53.5	119.3
2021 年度実績全国調査(抽出) 小5	39.2	12.6	8.3	37.6	97.7

提案3)音楽・図工・家庭も週 2 時間に―標準時数は 35 の倍数に

1968・1977・1989標準時数は全教科が 35 の倍数。35 は標準時数を週時数に換算する重要な係数。音楽・図工・家庭の標準時数は 70 で週時数 2 だった。1998標準時数は 3～6 年の全 8 教科を 35 の倍数外に。2008・2017標準時数は 3 教科(国語・算数・理科)を 35 の倍数に戻したが、5 教科(社会・音楽・図工・家庭・体育)はまだ 35 の倍数外である。

全教科の標準時数を 35 の倍数に戻すべき。音楽・図工・家庭は 70 に戻す。子どもが楽しみにしている教科の週時数2が確保されて、週ごとに時数2や時数1になることも無く、教員が毎週の時間割作成と時数管理に忙殺されることもなくなる。短時間で大量の情報が処理されていくAIの時代にこそ、ゆっくりと五感を使い、処理ではなく、創造的な活動を楽しむ、音楽・図工・家庭がより大切になってくる。

図表13 標準時数の変遷―35 の倍数でないもの太字

小学 5年	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外語	道徳	外活	総合	特活	総時数
1968 標準時数	245	140	210	140	70	70	70	105		35				1085
1977 標準時数	210	105	175	105	70	70	70	105		35			70	1015
1989 標準時数	210	105	175	105	70	70	70	105		35			70	1015
1998 標準時数	180	90	150	95	50	50	60	90		35		110	35	945
2008 標準時数	175	100	175	105	50	50	60	90		35	35	70	35	980
2017 標準時数	175	100	175	105	50	50	60	90	70	35		70	35	1015

提案4)標準時数を先決して教科・領域と内容を後決する

1998 教育課程基準は領域(総合追加)と標準時数を同時に決めた。2008教育課程基準は領域(外活追加)を先決して標準時数を後決した(5・6 年 35 時間増)。2017教育課程基準は教科・領域(外科・外活追加)を先決して標準時数を後決した(3～6 年 35 時間増)。教科・領域の先決が現在の時数過多の原因になっている。標準時数の削減を先決して、それに合わせて、教科・領域と内容を後決するべき。

提案5)2003通知の撤回

1968・1977・1989標準時数下では、学校が時数の実績計算や教育委員会や保護者への説明に追われることはなかった。標準時数における標準の語義が、「実績がそれを上回っても良いし、下回っても良い」ものと解釈されていたからだ。これを変えたのが 2003 通知だった。そこには「標準を上回る適切な指導時間を確保」の文言があった。標準の語義が、「それを上回らなければならない」ものへと実質的に解釈変更された。

2003 通知は撤回して、標準時数の元来のあり方である「実績がそれを上回っても良いし、下回っても良い」に戻すことが必要。

提案6)教科・領域ごとの時数をどうするか

図表13の上段は2017標準時数。下段には次の数字を記した。

1 つは、上記1)2)3)で記した、学年ごとの総時数、特別活動の時数、音楽・図工・家庭の時数。

2 つは、水本案と平山案において、共通の数字となっていた、理科・生活・体育・総合の時数(1 年の時数は68を70にするなど、わかりやすい 35 の倍数に直している)。

3つは、水本と永田が『公教育計画研究』(17)で公表した、3年の算数・国語の内容量の分析をふまえた時数(太字)。この分析は、①教科書の中の全単元の中から不合理な教材を洗い出し(算数 114 頁 42 時間、国語 76 頁 65 時間)、②それらを生じさせている学習指導要領の記述を明らかにして、③不合理な教材を取り除いた場合に必要とされる時数を算出したものである(算数は 35 時間の削減が可能、国語は 65 時間の削減が可能なことと提案 3)の 35 の倍数をふまえ 70 時間の削減が妥当)。

時数を削減する提案は、「減らしたら学習に支障が生じるのではないか」という不安や疑問を引き起こすことが多いが、水本と永田の分析は、そうした不安や疑問に次の回答を与えるものだ。1)2017 学習指導要領下の教科書には不合理な教材が多数あり、2)それらを取り除くことは子どもを無用の負担から解放するものであり、3)時数と内容の削減は、学習を充実させるためにも必要であること。

不合理な教材の実例 小2算数 (水本2024:65)

28円のラムネと17円のカステラを1つずつ買います。あわせて何円になるでしょうか。

【2008教科書】計算のしかたをかんがえましょう。

※難しい問題だが子どもは立式ができる。

【2017教科書】計算のしかたをかんがえましょう。はるさんとゆきさんの考えをいみましょう。

※教科書に掲載されている2つの解法を小2の児童が言葉で説明することまで求めるべきではない。

図表 13 小学校時数ガイドラインの教科・領域ごとの提案に向けて

上段 2017標準時数 下段 本提案 ()は未定															
年	国	社	算	理	生	音	図	家	体	外	道	外活	総	特	計
1	306 ()		136 ()		102 70	68 70	68 70		102 70		34 ()			34 35	850 700
2	315 ()		175 ()		105 70	70 70	70 70		105 70		35 ()			35 35	910 735
3	245 175	70 ()	175 140	90 70		60 70	60 70		105 70		35 ()	35 ()	70 70	35 35	980 805
4	245 ()	90 ()	175 ()	105 70		60 70	60 70		105 70		35 ()	35 ()	70 70	35 70	1015 840
5	175 ()	100 ()	175 ()	105 70		50 70	50 70	60 70	90 70	70 ()	35 ()		70 70	35 70	1015 875
6	175 ()	105 ()	175 ()	105 70		50 70	50 70	55 70	90 70	70 ()	35 ()		70 70	35 70	1015 875

7. 小学校時数ガイドラインから見た調整授業時数制度の評価

1) 標準時数 1015 について

2024年9月、国の有識者検討会²の文書には、「教育課程の実施に伴う過度な負担感」や「カリキュラム・オーバーロード」という言葉。同年12月、中教審への諮問には、「学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供」や「教育課程の実施に伴う教師の負担」という言葉。だが、同諮問には、次の文言があった。

年間の標準総授業時数を現在以上に増加させないことを前提としつつ、その在り方についてどのように…

つまり、標準時数を増加させないが、削減もしない方針である。審議は、中教審の初等中等教育分科会・教育課程部会・教育課程企画特別部会(以下、特別部会)で行われてきた(2025年1月30日第1回)。この方針は変えられていない。

【評価1】標準時数 1015 を正面から削減することが必要

ガイドラインは、小4～6の標準時数 1015 を正面から(教育課程基準レベルで)140 時間削減することを求めているが、中教審はそのことに背を向けている。カリキュラム・オーバーロードの原因が標準時数の多さにあることは、教育史研究と教員調査から明らかになっている。

正面からの削減が退けられることにより、後述するように、調整授業時数制度は様々な歪みを学校にもたらすことにもなる。

² 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会の「論点整理」(2024年9月18日)。

2)調整授業時数制度」による学校裁量で138時間をつまむことについて

特別部会は、2025年9月19日第13回をへて、25日に論点整理を公表した。目玉の1つは、「標準授業時数の弾力化を可能」とする「調整授業時数制度」の導入だった(中央教育課程審議会教育課程企画特別部会 2025: 25)。その後の特別部会や2026年7月8日の総則・評価特別部会の資料(文部科学省 2026b)もふまえて、同制度の骨子を概観しておこう。

調整授業時数制度は、標準時数の過多はそのままにして、各教科等の標準時数を最大15%つまみ(小は138時間、中は128時間)³、それによって生まれた調整授業時数を学校の判断で以下の時数とする制度である。その目的は「多様な子供たちを包摂する」ためとされている。

- A 上乗せ
- B 新設教科
- C 裁量(学習枠)
- D 裁量(研修・研究枠)

【評価2】教員が求めているのはワンアクションでの裁量

調整授業時数制度は、①各教科等の標準時数を学期前につまみ、②それによって生まれた調整授業時数を学期前にABCDの時数として、③それらをHP等に掲載して保護者の理解を得ていく制度である。一見すると、大きな裁量に見えるが、学期前にスリーアクションの複雑な調整と膨大な実務をしなければならない。

ガイドラインは、全教科・領域の標準時数を35の倍数にする提案をしている。学校は、学期前に、1秒で全教科・領域の週時数を決められる。ガイドラインは、1日5時間までとする提案をしている。子どもも教員も、週あたり25時間の授業の流れを簡単に把握できる。このため、「今日は雨だから体育を国語に変えよう」「図工で子どもが乗っているからあと1時間追加しよう」。そうした教員の裁量がワンアクションでできる。

【評価3】音楽・図工・家庭さらに削減のおそれ

ガイドラインは、週1~2時間の音楽・図工・家庭を週2時間にすることを求めているが、中教審はそのことにも背を向けている。調整授業時数制度は、小5の標準時数1015時間から138時間をつまむ方向性を出している。国は、学習指導要領の内容基準は877時間で可能と考え始めたことになるが、その根拠が十分に示されていない。最大15%つまめることがひとり歩きをすれば、週2時間を下回っている音楽・図工・家庭がさらに削減のおそれがある。

学校が15%をつまむのではなくて、国が教科・領域の標準時数を示して、学校と教員がそれらを弾力的に運用するべきだ。教員が望んでいるのは、年ごとに教科・領域の時数を組み替えることではなく、シンプルでバランスと抑制のとれた教育課程基準と教育課程の下で、日ごとに子どもと相談しながら時間割を調整することだ。

【評価4】国は教育課程基準を定めることの意味を再把握するべき—テスト主義から子どもを守る

これまで、ナショナルな教育課程のあり方について、民間によるガイドラインが無かった。だが、ガイドラインには、

³「標準を下回ってよい上限については、最大限大きくとった場合で対象教科の15%程度(小:138コマ程度中:128コマ程度、週4コマ程度)を想定することとしつつ、今後も先行研究開発学校やサキドリ研究校の実践の蓄積を踏まえて教育課程企画特別部会で精査を続け、適切なタイミングで具体の数字を決定することとしてはどうか」(文部科学省 2026b:15)

次のことを防ぐ役割がある。「北海道の子どもは音楽を学べるが沖縄の子どもは学べない」「東京の子どもだけが3000字の漢字を学習して疲弊してしまった」「A県の子どもは図工と家庭の時間を少なくして、全国学力テストの対策の時間ばかりを増やしてしまった」。

教育界とその周囲には、学力テストや入試の成績のみを最重視する動き、当該教科の時間を多くすれば良いとする動きもある。そうした動きや圧力から子どもを守るためにも、教科・領域をどのような量と配分で学ぶべきかのガイドラインが必要である。

国の教育課程基準には、民間によるガイドラインの作成を結果的に妨げている側面と（国がほとんど決めてしまうので民間がナショナルなガイドラインを考える機会を持ちにくい）、民間によるガイドラインの不在を補う側面がある（算数と音楽図工の時間配分を決めていた）。後者の側面が急に無くなると、その弊害が全国の子どもに及ぶおそれがある。

【評価5】138時間という数字

ただし、つまみの最大値の138時間という数字にだけは着目しておきたい。ガイドラインは、小5・6の標準時数を1015時間から140時間削減することを提案している。138あるいは140が、今後の教育課程基準検討の手がかりの1つになる可能性はあるかもしれない。

3) 調整授業時数制度とカリキュラム・オーバーロードについて

調整授業時数制度の受けとめについては、首都圏の公立小学校の校長が2025年9月に発した言葉を参照しておきたい。この制度の学校にとっての意味を探る上で手がかりになる。「AとBとCは問題外。やるとすればDだが、保護者への説明、教育委員会への報告。それらを考えると、もう校長を辞めたい」。

校長が「AとBとCは問題外」と断じたのは、カリキュラム・オーバーロードの解消が急務と考えているからだ。AとBとCは、つまんだ時数を別の授業時数に当てるから、カリキュラム・オーバーロードの解消には寄与しない。

校長が「やるとすればD」と述べたのは、これもカリキュラム・オーバーロードの解消が急務と考えているからだ。教科からつまんだ時数を研修・研究に当てるから、授業時数の削減になる。国はDを何時間認めるのか。7月8日資料によると、35時間の見通しが出されている⁴。

【評価6】削減35時間では足りない

調整授業時数制度は、現場が求めているカリキュラム・オーバーロードの解消には役立たないだろう。理由が2つある。1つは、調整授業時数では、つまんだ138時間からDに回さなければ削減にはならず、まわしたとしてもその削減幅は35時間に留まる。ガイドラインが求めている削減幅の4分の1に過ぎない。

【評価7】裏口からの削減は学校に負担を強いる

2つは、ガイドラインが正面から（教育課程基準レベルで）の削減を求めているのに対して、調整授業時数制度では、学校裁量レベルでの削減である。学校は、①どこからつまむかを考え、②どこに充てるかを考え、③それらをHP等に掲載して保護者や市民の同意を得なければ、削減が出来ない。標準時数を研修・研究に充てるのは無理筋でも

⁴ 「制度創設に当たっては、まず、週1コマ（最大35コマ）程度を研究・研修等枠の上限として設定し、週時程等に計画的に組み込みつつ取り組みを進められるようにした上で、施行状況を踏まえて必要に応じて見直しを図ることとしてはどうか」（文部科学省2026b:13）

ある。いわば、裏口からの削減を学校に強いることになる。

4) サキドリの時間割事例①

2026 年 5 月 29 日から文科省が公表している note(サポートマガジン『サキドリ』)が、調整授業時数制度の「サキドリ事例」を 2 件紹介している(2026 年 7 月 11 日閲覧)。

1 つ目が、2026 年度から「サキドリ研究校」に指定された北海道の知内町立知内(しりうち)小学校。授業時間の 45 分を 40 分にして、つまんだ時間を調整授業時数として次の時間に充てている。

A 上乗せ	算数に年 15～20 コマ	20 分授業
B 新設教科	なし	
C 裁量(学習枠)	教科書を見返したり AI ドリルに 20～30 コマ	20 分授業
D 裁量(研修・研究枠)	研究開発・ミーティングに 20 コマ	

図表14 サキドリの時間割事例① 週 1240 分 33 コマ

月	火	水	木	金
40 分	40 分	40 分	40 分	40 分
40 分	40 分	40 分	40 分	40 分
40 分	40 分	40 分	40 分	40 分
40 分	40 分	40 分	40 分	40 分
40 分	40 分	40 分	40 分	40 分
給食・昼休み				
20分	20分		20分	20分
40 分	40 分		40 分	40 分

この事例には、調整授業時数制度にとまどいを見せている学校に、3 つの示唆を与える効果がありそうだ。

1 つ、どこからつまむかは、学校が頭を悩ますはずの課題であるが、一律に 5 分つまむやり方があること。

2 つ、調整授業時数制度は、「多様な子供たちを包摂する」ための制度であり、カリキュラム・オーバーロードの解消を目的としていないこと。A と C の強調。ただし、「多様な子供たちを包摂する」ために何が必要かについては、とくに高いハードルを設けていないこと。A と C は、算数への上乗せと算数のドリルの時間になっている。学力テストの重視である。

3 つ、学校裁量レベルでの削減が実際に可能であること。D の確保。研修・研究枠に 20 コマ。

【評価8】5 時間までが望ましいのに 7 時間になり子どもを疲弊させる

ガイドラインは、授業時数を 1 日 5 時間までにする提案をしていたが、サキドリの時間割事例①では、A と C の 20 分授業が付加されることで、実質的に 7 時間授業になっている。

サキドリの時間割事例①を、2008 と 2017 の標準時数下の一般的な時間割と比較してみたい。まず週あたりの

授業時間は1240分で、2008標準時数下の一般的な時間割1305分より65分少なくなっており、2017標準時数下の一般的な時間割1350分より110分少なくなっている。サキドリの時間割事例①は、机上の計画としては、授業時間を縮減するものだ。

だが、サキドリの時間割事例①の週あたりのコマ数は33時間で、2008標準時数下の一般的な時間割29時間より4時間多く、2017標準時数下の一般的な時間割30時間より3時間多い。

図表15 2008標準時数下の時間割 週1305分 29コマ

月	火	水	木	金
45分	45分	45分	45分	45分
45分	45分	45分	45分	45分
45分	45分	45分	45分	45分
45分	45分	45分	45分	45分
給食・昼休み				
45分	45分	45分	45分	45分
45分	45分		45分	45分

※年980時間は週28時間だが標準時数外の特別活動35時間を加えて週29時間

図表16 2017標準時数下の時間割 週1350分 30コマ

月	火	水	木	金
45分	45分	45分	45分	45分
45分	45分	45分	45分	45分
45分	45分	45分	45分	45分
45分	45分	45分	45分	45分
給食・昼休み				
45分	45分	45分	45分	45分
45分	45分	45分	45分	45分

※年1015時間は週29時間だが標準時数外の特別活動35時間を加えて週30時間

5)サキドリの時間割事例①についての学部生アンケート調査

東京学芸大学の学部生121人に、3つの時間割それぞれ(図表14・15・16)について、「子どもの生活に合っているでしょうか。小6の時の時間割の経験をふまえて回答してください」と尋ねた結果が図表17である。調査日は2026年7月9日。160人に回答用紙を配布(回収率76%)。

2008標準時数下について(図表15)、90人(74%)が「合っている」「やや合っている」と回答したのは、回答者の多くが2008標準時数下の時間割で生活してきた経験にもとづいている。

2017標準時数下について(図表 16)、94人(78%)が「やや合っていない」「合っていない」と回答したのは、回答者の多くが、自身が経験した週 29 時間から 1 時間増えることに抵抗を覚えたことによるものと思われる。

サキドリの時間割事例①については(図表14)、39 人(32%)が「合っている」「やや合っている」と回答して、80 人(66%)が「やや合っていない」「合っていない」と回答した。

「合っている」の回答者の自由記述には、「時間が短くなり負担が減るから」があった。

週あたりの時間は減っているのに、なぜ「やや合っていない」「合っていない」が 66%なのか。「合っていない」の回答者の自由記述には次があった。「7 時間はさすがにきつい。45 分から 40 分になっても集中できないと思う。中学・高校のとき、私は 7 時間目はほぼ寝ていた」「私の場合、時間を分散させると逆に気が散って集中できなくなる」「(給食前の)5 コマ連続の授業は他に配慮があったとしてもつらいと思うから」「20 分で一体何を学べるのか」「20 分の授業何もできなそう」「いくら 40 分でも午前に 5 コマはつらいと思う」「わざわざそうした意味がよくわからない」。

これらの多くは 7～8年前に小学 6 年生だった学生のコメントである。

図表17 3つの時間割は子どもの生活に合っているか(人)

	合っている	やや合っている	やや合っていない	合っていない	無回答
2008標準時数下の時間割	45	42	31	3	0
2017標準時数下の時間割	6	19	52	42	2
サキドリの時間割(事例①)	13	26	45	35	2

6)サキドリの小学校教員へのヒアリング

P市の「サキドリ研究校」であるQ小学校の教員へのヒアリングに着手している。Q小学校でも授業時間の45分を40分にして、つまんだ時間を調整授業時数としてAとCとDの時間に充てている。給食・昼休み前に5時間としている点も知内小学校と同じであるが、調整授業時数として新たに設けるコマ数の置き方には違いもある。

40分授業については、「準備、余談、まとめの授業の流れが難しい」「家庭科の調理実習、図工、水泳、理科の実験など、2時間続きのものは、10分減なので、授業づくりが難しい」「児童への委ねる方向にもっていくための、時間が確保できない」「5分少なくしたことで、道徳や外国語、特別活動は年間授業時数を増やさなければならなくなった」などの言葉。

児童の生活への影響については、「毎週木曜日は、全校5時間のため、昼休みが無くなった」との指摘。

教員の負担については、「5分短縮で生まれた、余剰分は、・・・割り振られるだけなので、実質早く子どもが帰るが、負担減には全くなっていない」「[割り振った時間は]その内容を考えるための時間がまた必要になります。負担増。研修会も全員参加の分を増やすので、会議が増えた」「5分減により、カリキュラムの組み直し、時数計算がとても大変であった」「良かったという反応は少ない気がします」などの言葉。

【評価9】時間割作成と時数管理がさらに複雑になり教員の時間を奪う

ガイドラインは、標準時数を35の倍数に戻して、教員が毎週の時間割作成と時数管理に忙殺されないようにする提案をしていたが、調整授業時数では時間割作成と時数管理がさらに複雑になる。文科省は小学校の40分授業や中学校の45分授業を推奨しているが、標準時数の単位時間は小学校45分、中学校50分である。すべての時数管理を(標準時数を超えているか)、これまでよりも一層、分単位で進めなくてはならない。

図表18 3種類の5分短縮(小学校)

	短縮	方法	現場の調整と時数管理の負担
1941省令	45から40へ	省令の単位時間変更	なし
2017省令と2026中教審	45から40へ	学校が5分の再配分を事前に計画	膨大
2003通知の撤回 35の倍数と35週が前提	45から40へ	教員が5分の再配分を余剰時数で適宜	ほとんどなし

※ 5分短縮は教員による学習指導要領と教科書の変遷の検証と教材の軽重の判断がなされている場合には有効だが、そうでない場合は「駆け足」の授業となることもある。

総括

カリキュラム・オーバーロードの解消には、教育課程基準レベルで標準時数そのものを削減することが必要。調整授業時数は総量を据え置いたままの学校裁量的な再配分にすぎず、ガイドラインが求める水準の解消を保障しない。子どもと教員の負担がさらに増えるおそれもある。

補1.「多様な子供たちを包摂する教育課程」の評価(中間まとめ)

1)中教審による8制度への着目

「標準授業時数の弾力化を可能とする調整授業時数制度の導入」は、「多様な子供たちを包摂できる教育課程の実現に向け」て行くとされている(中央教育課程審議会教育課程企画特別部会2025:25)。その導入に際して、現行の教育課程の主な特例として、既存の8制度(①～⑧)への着目が行われている(同2025:29)。

学校として編成する教育課程の特例

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 授業時数特例校 | 1割を上限として時数をつまんで別教科等に上乗せ |
| ② 教育課程特例校 | 時数をつまんで新教科等 |
| ③ 研究開発学校 | 時数と内容を削減して新教科等 |
| ④ 学びの多様な学校 | 時数と内容を削減して新教科等 |

個々の児童生徒に着目した教育課程の特例

- ⑤ 障害のある児童生徒の通級指導の特別の教育課程
- ⑥ 日本語指導が必要な児童生徒の特別の教育課程
- ⑦ 学齢を超過した者に対する特別の教育課程

学級として編成する教育課程の特例

- ⑧ 特別支援学級

2) 学びの多様化学校の特例は活かすのか？

中教審は、8 制度の特例の何に注目し、それをどのように、調整授業時数制度に活かそうとしているのか。まず④の学びの多様化学校の特例に着目したい。

2024 年度に学校を年間 30 日以上欠席している小中の「不登校」児童生徒数は、35 万 3970 人にのぼり(大森 2026:90)、12 年連続で増え続けている。この状態に対応するために、文科省は「学びの多様化学校(不登校特例校)」を 2027 年度までに全国に 300 校規模で設置するように促している⁵。2026 年 4 月時点で 34 都道府県に 84 校設置されている(前年比 25 校増)。

学びの多様化学校の特例とは、「柔軟な教育課程編成」にある。学校教育法施行規則第 56 条などにに基づき「特別な教育課程」が組めることである。

第1に、標準時数よりも少ない授業時数の編成が行われている(水野2026:98)。小4～中3年の標準時数は年1015であるが、学びの多様化学校では750～770程度に(3割程度)削減しても構わないとされている。削減幅は学校により異なるが1～3割の削減が行われている。

第2に、時間割は、朝の登校が遅く(9時過ぎ)、下校時刻が早い学校が多い。技能系の教科時数を削減する傾向が強い。その代わりに、探求活動の時間やチャレンジタイムなどの総合的な名称の時間が設定されることが多い。

第3に、1単位時間を45分から40分、50分から45分に短縮する学校も多い。複数学年の子どもによる交流学习が設定されている学校もある。

学びの多様化学校の教育課程は、一般の学校・学級(以下、通常学級)の教育課程に比べると自由度が高く、学校が苦手な子どもたちに配慮をしたものになっているようだ。自由度が高いことは、⑧の特別支援学校・学級の教育課程のあり方と同様である。

調整授業時数制度は、全国の通常学級において、上の第2と第3を可能にする。だが、上の第1の標準時数よりも1～3割少ない授業時数の編成をすることは退けている。

上の第1は、標準時数よりも少ない授業時数の編成によって、安心して通うことができる子が増えるという全国で共通した教職員の見解を形にしたものと言えそうだ。こうした見解を、全ての子どもが通う通常学級に適用することが求められているのではないかと。つまり、標準時数を削減することである。毎日「疲れた」と言いながら我慢して学校に通っている子どもはとても多い。4時間や5時間授業の日の子どもたちはとても嬉しそうである。

3) 研究開発学校の経験は活かすのか

②についても概観したい。東京学芸大学附属大泉小学校では、新設教科「探求」の時数(各学年 201～241 時間以上)を作るために、教科等の時数をつまんでいる。その際、各教科等の教科書の全単元を検討した上で、つまむことを行っている。例えば、国語については、そこに含まれている内容の多くが新設教科で行えることから、各学年から 35～70 時間をつまむこと等が行われている(東京学芸大学附属大泉小学校 2022:11)。

「書くこと」「話すこと聞くこと」を中心とした内容を「探求科」の中で指導することとし、各学年、年間 70 時間程度の内容を「探求科」へ移す。

⁵ 2002 年の構造改革特別区域法により「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」は始まり、2005 年 7 月 6 日の省令改正(学校教育法施行規則)により同法によらずに行えるようになった。2023 年 8 月 31 日の通知により当該学校の名称は「不登校特例校」に代えて新たに「学びの多様化学校」とされた。

「5」の平山案も、国語については、3～4年については70時間の削減を提案していた（「6」の提案6）で言及したように永田も3年について70時間の削減可能と分析）。附属大泉小学校では新設教科のための70時間積み。平山案ではカリキュラム・オーバーロード解消のための70時間削減。両者の目的には違いがあるが、現行の標準時数のどこが削りどころであるかについては、見解に重なりを見せているようである。

4) 見えてくること

以上から指摘しなければならないことが3つある。

1つ目、②についても、④についても、個々の学校の教育課程編成を見ると、子どもの事実や、教育内容についての検討をふまえた、意味のある取り組みが行われていることが多い。

2つ目、そうした教育課程編成から、すべての子どもを対象とした教育課程基準のあり方を考えていくことにも可能性がある。④からは、標準時数そのものを削減していくことへの示唆が得られる。②からは、どこが標準時数の削りどころであるかについての手がかりの一部が得られる。

3つ目、しかし、中教審では、すべての子どもを対象とした教育課程基準（基準とは本来そうしたもののだろう）の構想が弱い。今後も、④では標準時数を1～3割削減した教育課程が組まれるのであるが、調整授業時数制度が適用される全国の通常学級では、標準時数の削減は行われない。

つまり、異なる時数規模の教育課程の学校と学級を義務教育段階で並立させることが基本になっている（その上で、調整授業時数制度が適用される全国の通常学級には、②よりも限られた裁量を認めている）。

中教審が提案する「多様な子供たちを包摂できる教育課程」とは、インクルーシブな教育を求める国際的な流れに逆行したものであり、子どもたちを分断する分離教育を進めるものにほかならない。次々と「多様性」に「応じて」子どもたちを異なる教育課程に分けていった先にある通常学級とは、どういった教室になるのか。再度、4頁の図表6を参照していただきたい。

補2. 情報教育の拡充と標準時数(研究メモ)

7月8日の(文部科学省 2026b:4)には、小学校総合「情報の領域」(仮称)の「30～35コマ」の確保の仕方について、「特定の教科・領域の標準授業時数を減じて確保することは適当ではなく、各教科等の標準授業時数に応じて同一の考え方減じて確保することが適当ではないか」「それぞれの既存の授業時数に対して一定の割合で時数を減じる」という記述がある。この記述から作成したのが図表19である。

ガイドラインは35の倍数を提起していた。調整授業時数は35の倍数を損なうおそれがあるが、情報教育の拡充も35の倍数を損なうものとなりそうだ。

図表 19 小6の情報 35 時間確保のための標準時数の減じ方(文部科学省 2026b:4 より作成)

	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外語	道徳	総合	特活	計
標準時数	175	100	175	105	50	50	55	90	70	35	70	35	1015
一定割合	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037		0.037		
削減数	6.5	3.9	6.5	3.9	1.9	1.9	2	3.3	2.6		2.6		35
削減後数	168.5	96.1	168.5	101.1	38.1	38.1	53	86.7	67.4		67.4		

※一定割合 0.037 は次の式で算出した。945(対象教科等時数)×X=35

付.「週あたりコマ数の平準化」の意味

中教審は、学校には「週 29 コマ実施するとの習慣が根強い」という認識を示した上で、「週 28 コマへの平準化（年間 40 週程度での見直し）が小学校で増加（2024 年度約 2 割）」していることに着目し、それを全国に推奨しようとしている（中央教育課程審議会教育課程企画特別部会 2025：64）。

「学校が週 28 時間の教育課程を組む」ことは、これまでも行われている。1 回目と異なり、2 回目の「週 28 時間」は、子どもと教員に過大な負担を与えるものにならざるを得ない。

図表 20

	標準時 数	週時数への 換算係数	週授業 時数	備考
1998 標準 時数下	945	35	28	945÷35週で週 27 標準時数外の特活を週1追加して週 28 5 週×週 28=140が行事と余剰時数
2017標準時 数下	1015	35	30	1015÷35週で週 29 標準時数外の特活を週1追加して 30 5 週×週 30=150 が行事と余剰時数
2017標準時 数下	1015	破棄	28	40 週×週28で「実施可能な授業時数を計算」 ▲105が行事と欠課・欠時

▲「実施可能な授業時数の計算」について（中央教育課程審議会教育課程企画特別部会 2025：68）は次のように記している。 実施可能な授業時数：1120 コマ（40 週×28 コマ）－60 コマ－45 コマ＝1015 コマ

60 コマは「学級活動以外の特別活動の時数」

←全国平均 2024 年度62.8コマや 2017 年度 80.6 より少ない

45 コマは「いわゆる欠課・欠時の時数」（始業式・終業式等の午後／校内研究のための午後）

←始業式・終業式も 4 時間程度の授業を行うことが前提。

- ・第 1 週から第 40 週までの時数編成。
- ・標準時数の裏打ちの弱い特別活動が削減されて、子どもの楽しみや、子どもの自己決定の時間が縮小。
- ・教育課程の編成と管理がさらに複雑化。くるくる変わる時間割に子どもも対応。

参考・引用文献

大森直樹・中島彰弘（2017）『2017 小学校学習指導要領の読み方・使い方－「術」「学」で読み解く教科内容のポイント』明石書店

大森直樹（2024a）『標準時数の変遷に関する調査-結果と提言』5 月（東京学芸大学大森直樹研究室 HP
https://www2.ugakugei.ac.jp/~omoriken/upload/hyojunjisu_chosa.pdf）

大森直樹（2024b）「二つのカリキュラム・オーバーロード論一次期学習指導要領改訂の焦点」『公教育計画研究』（15）

大森直樹（2024c）「まとめ カリキュラム・オーバーロードの現状と小学校時数ガイドライン」大森直樹・永田守・水本王典・水野佐知子『学校の時数をどうするかー現場からのカリキュラム・オーバーロード論』明石書店

- 大森直樹(2024d)『中学の標準時数の変遷に関する調査-結果と提言』11月 東京学芸大学大森直樹研究室 HP
- 大森直樹(2026)「シンポジウム報告 学習指導要領改訂にどう向き合うかー4つの図表から 開催趣旨」『公教育計画研究』(17)
- 兼子仁(1978)『教育法 新版』有斐閣
- 白井俊(2021)「カリキュラム・オーバーロードをめぐる国際的な動向」奈須正裕編著『「少ない時数で豊かに学ぶ」授業のつくり方一脱「カリキュラム・オーバーロード」への処方箋』ぎょうせい
- 中央教育課程審議会教育課程企画特別部会(2025)「論点整理」9月25日
- 東京学芸大学附属大泉小学校(2022)『新教科「探求科」の創設ー教科の枠をこえる学習の充実』
- 遠山啓(1972)「民間教育運動の今後の課題」『教育国語』9月(『遠山啓著作集 教育論シリーズ2 教育の自由と統制』太郎次郎社1989に改題所収)
- 中島彰弘(2023)「学校の時数の歴史ー北海道の経験から」『教育実践アーカイブズ』(10)東京学芸大学大森直樹研究室 HP
- 永田守(2026)「2017学習指導要領の検証ー国語教科書から」『公教育計画研究』(17)
- 奈須正裕(2021)「あとがき」『「少ない時数で豊かに学ぶ」授業のつくり方』
- 平山裕人(2026)「小学校学習ガイドライン(平山版)」『教育実践アーカイブズ』(13)東京学芸大学大森直樹研究室 HP
- 日本教職員組合(2025)「日教組カリキュラム提言ー今後、10年間の学びを決める学習指導要領改訂への」6月24日
- 標準時数と教育課程研究会(2025)「子どもに合った教育課程の裁量とはー「1015時間内の裁量的な時間」と「875時間」がもたらす裁量」文部科学記者会会見資料5月14日
- 水野佐知子(2026)「まず時数と内容を減らそうー窮屈な学校を拒否する子どもの現実から」『公教育計画研究』(17)
- 水本王典(2024)「導入時の5日制と総合学習の教科書が子どもに合っていた」前掲『学校の時数をどうするか』
- 水本王典(2026a)「コラム」北海道教職員組合学校改革委員会「自分らしく」「よりよく生きる」学びのための18の提言 追補版」
- 水本王典(2026b)「2017学習指導要領の検証ー算数教科書から」『公教育計画研究』(17)
- 文部科学省(2019)「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査 調査結果」
- 文部科学省(2023)「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査 調査結果」
- 文部科学省(2026a)「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2025年10月29日:2026年1月16日一部修正)
- 文部科学省(2026b)「教育課程部会総則・評価特別部会 資料1」7月8日

付記 本会見資料は、2026年6月21日の公教育計画学会第18回大会における永田守・水本王典・水野佐知子・大森直樹の共同研究報告「小学校時数ガイドラインの提案」の配布資料を基礎にして作成した。